

平成30年12月21日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

総務生活常任委員長

多久和 桂 子

### 委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成30年12月7日）

## 1. 議案第55号 町の区域の変更について

### 議案の概要

本案は、川西市開発行為等指導要綱による開発行為に伴い、町の区域を変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めようとするもの。

### 質疑の概要

問 萩原3丁目に混在している滝山町の一部を萩原3丁目に変更することであるが、その必要性のほか、変更に伴う地元への周知状況について伺いたい。

答 住居表示により自治会など地縁組織の対象範囲が決まっているが、当該区域においては、隣接地で加入先が異なる状況となる。また、今回は6区画程度の開発が予定されているが、町名が異なる2筆が1つの区画として整備される箇所があり、これらは法令上合筆できないことから、土地管理上の支障が生じることのないよう、住宅が建設される前に町の区域を変更しようとするものである。なお、地元への周知については、それぞれの自治会長に事前に説明を行っており、理解を得ている状況である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 2. 議案第56号 川西市知明湖キャンプ場の指定管理者の指定について

### 議案の概要

本案は、川西市知明湖キャンプ場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターとし、指定の期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までとしようとするもの。

### 質疑の概要

問 今回の指定管理者選定については非公募で行われているが、選定に当たっては、公平性や透明性の確保等にかかる説明責任が求められるところである。こうした点に鑑みると、当該キャンプ場についても、より競争性を担保するための検証が必要と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 将来にわたって非公募を続けるという考えではなく、指定管理者制度の趣旨に基づき、民間活力の導入による市民サービスの向上と経費節減に努めていく必要があると認識している。今後、選定方法については、状況に応じて公募も視野に入れながら検

討していきたいと考えている。

問 今回、指定管理者に選定された法人は、隣接するダリヤ園等の管理も行っているが、評価に際しては、これらの点を加味して採点されているのか。

答 今回の評価は、知明湖キャンプ場の管理運営に関することが主となるが、申請書類には、指定管理者に指定しようとする一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターの事業報告等が含まれており、当該法人が地域団体と連携しながらダリヤ園のPRなどに取り組んでいるという点は評価されているものと考えている。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人等採点集計表）

議案質疑資料あり（１．指定管理期間を３年間にした理由について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### ３．議案第５７号 川西市芸術・文化施設及び川西市社会体育施設の一部並びに川西市東久代運動公園の指定管理者の指定について

#### 議案の概要

本案は、川西市みつなかホール等に係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団とし、指定の期間を平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までとしようとするもの。

#### 質疑の概要

問 今回も引き続き従前の法人を指定しようとしているが、前回とは異なり、指定管理対象施設から文化会館や市民体育館、市民運動場がなくなっている。これらが他の指定管理者による運営となったことが、当該財団の職員数や運営面で影響はないのか。

答 指摘のあった施設の貸館業務がなくなったため、人員配置の面では臨時職員を減員しているが、新設されたキセラホールや市民体育館等においては、これまでと同様に自主事業が継続されていることから、指定管理の対象施設が変わることによる影響は限定的であると考えている。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市芸術・文化施設及び川西市社会体育施設の一部並びに川西市東久代運動公園指定管理者候補法人等採点集計表）

議案質疑資料あり（１．指定管理期間を５年間にした理由について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第60号 川西市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、副市長の定数を2人から1人に改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 副市長は重責を担っており、これまで2人で分担していた事務が1人となることで負担が増大することを懸念しているが、この点について見解を伺いたい。</p> <p>答 本市では、昭和40年代から今日に至るまで都市基盤整備にかかる大きな事業が続いてきたが、中央北地区土地区画整理事業に一定のめどがつくなど、今後はこうしたプロジェクトが減ってくるということを含めて、今回の提案に至ったものである。副市長の配下である部長級職員が横の連携を図って政策調整を行い、市長・副市長をサポートする体制を一層強化することで、問題が生じないようにしっかり対応していきたいと考えている。</p> <p>問 市長にとって副市長は重要な相談相手でもあると思うが、1人になることによる不安要素はないのか。</p> <p>答 現在、両副市長には意思決定に際して重要な役割を果たしてもらっている。しかし、時代の変遷に伴い行政への要請が変わってきているということもあり、市長として、最終の意思決定を行うまでのプロセスを見直す中で、新しい形の市役所を作りたいという思いから今回の決断に至ったものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5. 議案第61号 川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、特別職の給料の一定割合を、引き続き平成34年12月分までの間減額するため、条例の一部を改正しようとするものであり、市長の給料月額を15%、副市長の給料月額を10%減額する規定を追加するとともに、付則において教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料月額を定める条例を改正し、それぞれの給料月額を5%減額する措置を継続しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回の改正は、前市長によるこれまでの減額率を継続するものであるが、さらに減</p>

<p>額する考えはなかったのか。</p> <p>答 今回については、市長が就任直後であったため、当面は現行を引き継ぐ形としている。今後、財政状況等に応じて変更する可能性はあり、市長がその時の状況に応じて適切に判断することになる。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6．議案第62号 川西市税条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、個人の市民税の寄附金税額控除の対象を拡大するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回の改正による、本市への影響と今後の見通しについて伺いたい。</p> <p>答 現状では、本市で対象となるのは1団体である。今後、公益的な活動団体への支援として制度化することで、寄付の増加を期待するところであるが、対象団体の増加や税収への影響といった見通しについては予測がしづらいという現状である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

7．議案第66号 平成30年度川西市一般会計補正予算（第5回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。第11款災害復旧費。第12款公債費。</p> <p>第2表 繰越明許費補正</p> <p>第3表 債務負担行為補正</p> <p>第4表 地方債補正</p>
<p>質疑の概要</p> <p>第1表 歳出</p> <p>第9款 消防費</p> <p>問 常備消防費人件費において1名減となっているが、その理由は何か。</p>

答 29年度末に、急遽1名が自己都合により退職したものである。

#### 第11款 災害復旧費

問 農業用施設等災害復旧事業において、台風20号及び21号により被災したハウスの復旧に対する補助金として9405万8000円が追加されているが、被害の詳細と今後の対策について伺いたい。

答 台風20号では、ハウスの被災が1件1棟、農地(田)が10件となっており、台風21号では、ハウスの被災が19件50棟、農地(田)が3件となっている。自然災害による被害を未然に防止することは難しい現状であるが、自衛策として、農地の法面補強に加え、農業者の日常的な見回りに基づき、市担当部局との情報交換を行うなど連携を密にしながら、自然災害による被害を最小限に食い止める努力を続けているところである。

#### 第3表 債務負担行為補正

問 平成31年7月からの指定管理者制度開始に先立って、410万4000円を限度額とする債務負担行為を設定し電動棺運搬車2台を購入しようとしている点について、これにより斎場職員の心身の負担軽減が見込まれるが、指定管理料の低減も期待できるのか。

答 これまで棺は斎場職員が3名で担いでいたが、1名で対応が可能となることから、これに伴うメリットを検討のうえ指定管理者が対応することを想定している。これらのことを考慮して、今回の補正予算で計上している債務負担行為の限度額を積算している。

問 消防車両購入費として2億6370万9000円、消防団車両購入費として1200万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとしているが、購入予定の車両の詳細について伺いたい。

答 消防車両は、救助工作車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車を各1台、消防団車両は、小型動力ポンプ付積載車1台の購入を予定しており、いずれも現有車両の更新である。

問 施設清掃業務のうち、受水槽(市営住宅)では平成31年度の1年間を期間として債務負担行為を設定しようとしているが、対象となる市営住宅及び受水槽の箇所数のほか、自然災害等により定期清掃以外に対応が必要となった場合の予算措置について考え方を伺いたい。

<p>答 対象の市営住宅は10団地で受水槽は20カ所である。また、自然災害等により、通年で予定している定期清掃以外に必要な場合は、補正予算での対応となる。</p>
<p>特記事項 議案質疑資料あり(1.第3表債務負担行為補正「電動棺運搬車 購入費」の詳細について ほか)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

8. 議案第69号 平成30年度川西市農業共済事業特別会計補正予算(第1回)

<p>議案の概要  人事異動等に伴う人件費予算の補正、および風水害・獣害による共済金の追加が内容となっており、歳入歳出予算からそれぞれ554万3000円を減額し、予算額を744万円にしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>